

卷之三

(号外)
独立行政法人国立印刷局

中检函 2018 年第 1 号

報

平成二十五年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）

官府報告

告示

省令

十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
(財務三、七、一〇)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同八)　○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同九)　○ボイラーや及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示
(厚生労働一)

- 医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働）
- 労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令（同三）

三

一九七

四

表半所	特殊法人等	破産、免責関係
地方公共団体	独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、裁決取消訴訟の判決確定関係	
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係		
会社その他		
会社決算公告		

公告

諸事項

五五五

第三条第一項二戸籍原本の下に「中長期在留者及び特別永住者」にあつては住民票の所持と並び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。

第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第四条中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げ
る者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

下「特別永住者」というふうにあつては住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。」とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第一号中「戸籍抄本」の下に(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。及び日本との平和条約に基づき日本国籍を平成脱落した者等の出入国管理に関する特例法(三法抜律第二十一号)に定める特例を含む)を以て構成する)を定め、同項の規定は、この規定によるものとする。

第四条中「戸籍抄本」の下に「中長期在留者」として、
及び特別永住者にあつては住民票の写し及び
第一項の申請の事由を証する書類とし、出入
国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げ
る者にあつては旅券その他の身分を証する書類
の写し及び同項の申請の事由を証する書類とす
る。」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(免許証の再交付の申請手続)
第四条の一 令第九条第一項の申請書には、「戸
籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し
(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項
(中長期在留者及び特別永住者にあつては、
同法第三十条の四十五に規定する国籍等) を
記載したものに限る。(出入国管理及び難民
認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつて
は、旅券その他の身分を証する書類の写し。)
を添えなければならない。

○厚生労働省令第二号 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)第三条及び第十三条、歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)第三条及び第十四条、診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第一条の二及び第五条、保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十条、歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第一条及び第八条、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第一条及び第十二条、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第二百二十七号)第三条及び第十三条、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十二号)第一条及び第八条、視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第一条及び第八条、臨床工学生技士法(昭和六十一年法律第六十号)第九条並びに義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年一月九日
厚生労働大臣 田村 憲久
(医師法施行規則等の一部改正)
第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)」に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一条)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条以下「特別永住者」という。)にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。
第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類とする。」を加える。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)

第三条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改めます。

第一条の三第二項第一号を次のように改めます。

一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）を加える。

第二条の二に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

<div data-bbox

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添えなければならない。

薬剤師法施行規則の一部改正

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第一号中「抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正

理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第一号中「抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

視能訓練士法施行規則の一部改正

視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第一号中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を加える。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

臨床工学技士法施行規則の一部改正

臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第一号中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類とする。）を加える。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を加える。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

第六条第二項中「免許証」

第六条第二項中「免許証」の下に「（及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

第七条第二項中「申請書」の下に「に戸籍の
謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本
台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留
者及び特別永住者については、同法第三十条の
四十五に規定する国籍等）を記載したものに限
る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三
各号に掲げる者については、旅券その他の身分
を証する書類の写し。）を添え、「これ」を加える。
**第十一條 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年
厚生省令第二十号）**の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者について旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。

三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。
第六十七条の次に次の二条を加える。
（免許の取消しの申出手続）

三 免許を受けた者から当該免許第六十七条の次に第一条を加え（免許の取消しの申請手続）

の取消しの申請があつたとき
る。

第十一條 着脱装具手法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第六条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加

○厚生労働省令第三号
労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第二百八十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十
七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二百八十八号）の規定に基づき、労働災害防止団体法施行
規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年一月一日

第一条 労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村憲久

第一條第一号中「卒業した者」の下に（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）を加える。

第二条第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）を加える。

第十二条第一項中「様式第一一号の二」を「様式第二十一号の二」に改める。

第五条第一号イを次のように改める。

別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）に

別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項中「課程を修めて卒業し」の下に「（大学評価・学位授与機構による）学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者）である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。」を加える。